

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立柳島青少年キャンプ場条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 4 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	県民部青少年課		
条 例 の 概 要	神奈川県立柳島青少年キャンプ場（以下「柳島青少年キャンプ場」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	柳島青少年キャンプ場は、野外活動を通じて健全な青少年の育成を図るための施設であり、現在でも設置する必要がある。 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、柳島青少年キャンプ場の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	柳島青少年キャンプ場は、野外活動を通じた青少年の健全育成の場として活用されている。	利用者数 平成 20 年度 8,402 人 平成 19 年度 7,097 人
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	施設の管理にあたっては、指定管理制度を導入して効率的に運営している。	平成 18 年度から平成 22 年度まで社団法人神奈川県青少年協会を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	青少年の健全な育成を図るための当施設は、「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」を掲げる「神奈川県構想・実施計画」に適合している。 また、指定管理制度の導入は、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	「県立青少年施設のあり方検討会」の検討結果や関係市町村・団体等の意向を踏まえて、平成 22 年度中に施設の今後の方針を決定する予定であり、その時点で必要に応じて改正・廃止を行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>